

「孤独死・孤立死」の定義について

1 用語について

(第1回WGより)

○用語については、「孤独死」や「孤立死」(あるいは「無縁死」や「独居死」と言い換える人もいる。)と言葉に揺らぎがある。

○「孤独死」について

マスコミにおいては、「孤独死」が多く使われており、「独」という言葉が目を引きやすいため、これを使用している。用語としての正しさではなく、別のロジックで使われている傾向がある。

○「孤立死」について

厚生労働省は「孤立死ゼロ・プロジェクト」などのように、「孤立死」という用語を使用。

「孤立」は、客観的な状況でひとりの状況としており、意味合いとしては「孤立死」の方が正しいと考えられる。

基本的には「孤立死」と示し、「孤独死」という用語も注釈などで表現することもあるという形で触れるのがよいか。

※孤独・孤立対策推進法との関係

法では、「孤独・孤立の状態」として、孤独と孤立を分けることなく、総合的な諸施策を推進することとしている。

孤独・孤立対策推進法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組(以下「孤独・孤立対策」という。)について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

[孤独・孤立の考え方(国会答弁より抜粋)]

一般に、孤独は主観的概念であり、独りぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがございます。他方、孤立は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指すものと考えております。

ただし、孤独、孤立に関して、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独、孤立の感じ方や捉え方も人によって多様であると考えております。このため、孤独、孤立を一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独、孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等により、多様なアプローチや手法により対応することとしております。

2 定義について

(第1回WGより)

○孤独死・孤立死の定義については、概念の話としての概念的定義と、現実世界で測定できるものとしての操作的定義を整理しておく必要がある。

○概念的定義

概念的定義は、問題意識を踏まえた上で、ある程度包括的に定めることが重要。

操作的定義を考える上でも概念的定義が必要であり、仮の定義としては、内閣府又は厚生労働省で使われている定義が妥当か。

・内閣府「高齢社会白書(2010)」

誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死(孤独死)」

・厚生労働省(2008)

人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」(つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」)

○操作的定義

・死亡場所

自殺を含めた場合、死亡場所なども関連。

・世帯類型

一人暮らしに限定してよいか(二人以上の世帯で発生している事例あり)。

・自殺の扱い方

先行研究では除外する考え方があるが、自殺も含めて考えるべき。自殺を含めた場合、死亡場所なども関連。

・生前の状況、看取りの有無

把握は困難。特定できるデータは存在するか。

・年齢基準

下限設定は難しい面もあるが、基本的には制限しない。

・死後経過時間

死後経過日数が何を意味しているのか注意が必要。

警察による検視から医師による検案まで間が空く事例がある。経過日数を発見からの日数に読み替えられるか。

使えるデータに依存する面が大きいいため、様々なデータにアクセスし、整理することが必要。

(具体的には、議題(3)把握方法についてで検討。)